

令和元年度
管理建築士講習
受講票

※受講番号	受講番号シール貼付欄 〔受講番号は受付窓口 で貼付します。〕		
※講習日			
※講習会場			
フリガナ 氏名			
性別	生年月日	平成 年 月 日	
男・女	昭和	年 月 日	

個人情報の取扱いについて

- ・管理建築士講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録等事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) をご覧ください。

注意事項

1. 不正の手段による受講については、講習を修了した後でも取消しとなります。
2. 講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。また、講義時間中には離席等について確認し、離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。
3. 講義の一部でも欠席した方は、修了考査を受けることはできません。また、講義及び講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。
4. 携行品
 - ①受講票
 - ・受講票は講義中、常に必要となりますので必ず携行してください。受講票を忘れたり、紛失したりすると、講習を受けることができない場合があります。
 - ・受講票を紛失した方は、講習当日、講習会場で再発行を行いますので、受付にその旨を申出てください。その際、身分証明書（建築士免許証明書、運転免許証等）の提示が必要です。
 - ②筆記用具
修了考査においては、HBの黒鉛筆（シャープペンを含む）、消しゴムが必要になります。それ以外の筆記用具を使用すると採点されません。
 - ③身分証明書
講習当日、本人確認をする場合がありますので、身分証明書（原則として、顔写真付きのもので、建築士免許証明書、運転免許証等）を持参してください。
5. 講習テキストは講習当日に講習会場にて配付します。講義で使用したテキストは、修了考査において参照が可能です。
6. 講習時間中の携帯電話等無線通信機器の使用は禁止されています。携行する場合には電源を切ってカバン等にしまっておく自己管理してください。なお、修了考査時において、携帯電話等を使用した場合には不正行為とみなされますので特に注意してください。
7. 講習会場における飲食及び喫煙については講習会場での案内に従ってください。
8. 講習内容の録音及びビデオ等による撮影は禁止されています。
9. 修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
10. 講習会場及びその周辺に自家用車等の駐車場は確保していません。電車、バス等の公共交通機関を利用してください。（詳細については、講習を担当する団体にお問合せください。）
11. この受講票は、受講資格がないと判定された場合は無効となりますので返却してください。

令和元年度
管理建築士 ○ 講習整理票

※受講番号	受講番号シール貼付欄 〔受講番号は受付窓口 で貼付します。〕		
※講習日			
※講習会場			
フリガナ 氏名			
性別	生年月日		
男・女	平成 昭和	年 月 日	
緊急 連絡先	携帯電話等日中に連絡が取れる 電話番号を記入してください。		
〔無帽・無背景・正面上3分 身の証明写真・6か月以内 に写したもの。〕			令和 年 月 撮影
写真欄 縦 4.5cm 横 3.5cm のものの 〔のりを全面に つけること。〕 <small>（顔の大きさは点線部分程度のものとする。）</small>			写真の裏面には、希望する講習地の都道府県名、氏名を記入してください。
※出席表（出席○、欠席×）			
午前	午後	修了考査	

整理票

※太枠内を記入(※印の欄は記入しないこと)

受講票

■業務経歴証明書記入例

業務経歴証明書		原則として、建築士事務所に所属する建築士としての設計等に関する業務経歴(建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務)について直近のものから3年以上記入してください。(記入方法は業務経歴証明書記入例を参照してください。)		
勤務先 (部課名まで)	業務期間	業務経歴 (この期間における設計等業務の内)	業務年月	
	年・月～年・月		年	か月
(株)〇〇設計事務所	30・1～30・12	〇〇事務所RC造の設計、その他共同住宅3件の設計	年	9
〃	29・4～30・3	〇〇邸木造の設計、その他個人住宅3件の設計	1	0
〇〇建設(株)設計課	28・1～28・10	〇〇ハイツRC造の設計・工事監理		10
〃	27・1～27・12	〇〇オフィスビルSRC造の設計・工事監理	1	0
建築士資格取得以降の年月から開始。		1行に1年を限度として設計業務を記入。		
		注)工事監理は受講資格として認められますが、工事管理は認められません。		
建築士資格取得後の業務期間の合計			(3年(36か月)以上)	3年7か月

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

第三者による証明(本人以外の建築士の署名) 建築士の資格をもっている第三者の署名が必要です。

証明者氏名(自署): 建築 太郎

建築士免許種類: 一級(二級)木造 登録都道府県名(二級・木造は必ず記入): 東京都 登録番号: 12345

勤務先等: 株式会社〇〇建築士事務所 連絡先(携帯電話等): 090-1234-5678

【注意】虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。

■受講資格

原則として、建築士事務所に所属する建築士として3年以上、次の業務(建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務)に従事した者であること。

- ①建築物の設計に関する業務
 - ②建築物の工事監理に関する業務
 - ③建築工事契約に関する事務に関する業務
 - ④建築工事の指導監督に関する業務
 - ⑤建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
 - ⑥建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務
- ※建築物の施工管理(施工図の作成や安全管理等を含む。)は受講資格の対象業務としては認められません。